企業環境研究年報
No.7, Dec. 2002

日本の中小企業信用保証制度充実にのために

森田　和正
（豊橋創造大学）

1　我が国における中小企業信用保証、信用保険制度設立の経緯

中小企業信用保証制度が中小企業の信用力を外部から補完し、中小企業金融の円滑を目的とする制度であることは、多くの中小企業者とって周知のとおりである。そして、日本における中小企業信用保証制度は、昭和５年の大阪府における「工業組合に対する短期小額融通資金損失補償制度」という損失補償制度として創始された。その後、地方公共団体による損失補償制度が普及し、昭和９年には国の再補償制度も実施された。また信用保証協会も昭和12年東京信用保証協会の設立を皮切りに、京都、大阪と設立されて行った。しかしこれらの損失補償制度、信用保証制度は、敗戦色が強まる中で全面的に収縮し、敗戦直後、JHQからの覚書によって全面停止された。日本の信用保証制度がナチスドイツの信用保証制度を模範として導入されたため、全体主義の烙印を押されたのである。[1] 戦前、敗戦直後の損失補償制度・再補償制度と地方公共団体による信用保証協会の設立期は、わが国における信用保証制度･信用保険制度の「創生期」といえよう。

戦後のドッジデフレの中で、日本の信用保証制度は、まずは中小企業者に対する信用保険制度として再スタートした。曲折を経て、昭和25年に「中小企業信用保険法」が制定され、「金融機関の中小企業に対する貸付についての直接保険」が開始された。借入困難な中小企業のために、その信用を金融機関に対して特別会計によって直接保険する制度が立法化されたのである。この保険制度と民法によって設立されていた信用保証協会とが（信用保証協会法制定以前であるから）､特に小口金融の分野で競合する時期さえあった。これらの時期を経て、各地の「信用保証協会」の行う中小企業者の借入についての保証に対する保険が昭和26年に開始され、その後､「信用保証協会法」が制定されたのは昭和28年であった。中小企業の借入を保証協会が保証し、保険制度が再保険する日本の信用補完制度はこうして形成された。我が国の信用保証制度・信用保険制度は、昭和５年の大阪における損害補償制度から数えれば73年、社団法人東京信用保証協会設立の昭和12年から67年、信用保証協会法成立からは50年の豊富な歴史をもつ制度であり、現在日本の中小企業者の73%が利用するなど日本の中小企業金融を側面で支えてきた。[2] そして中小企業金融に対するその成果は、世界的にも認知されているところである。

2　各国と比較した、日本の中小企業信用補完制度の特徴

さて以上が、簡単な日本の信用保証・信用保険制度設立の経緯であるが、欧州においても後掲の表中諸国以外にも、オーストリア・ベルギー・チェコ・デンマーク・フィンランド・ギリシャ・ハンガリー・オランダ・ノルウェー・ポルトガル・スペイン・スウェーデン・スイス等で信用補完制度が成立している。またアメリ

（表）欧米と日本の信用保証制度比較[10)]

制度内容／国	ドイツ	イタリア	フランス
根拠法・設立	金融制度法（銀行法）	民法	銀行法他
主務官庁	連邦経済技術省	貿易産業省	経済・財政・産業省
法人の性格	24保証銀行（元・信用保証会社14、Gemeinschaft｛組合的事業体｝６、Gesellscaft｛社会的事業体｝２、その他２。いずれも自助の理念に基づく非営利事業体。	CONFIDI（consorzio di Garanzia collettiva dei fidi)、民法で定める組合、協同組合。業種別に自然発生的に設立。	SCM:Sociétés de Caution Mutuelles（民間機関）SOFARIS: Société Française de Grantie des Financement des Petites et Moyennes Enterprises（政府機関）が並存。
機関数	24	約800	SCM200数十、及びSOFARIS[11)]
基金の内訳	株主は手工業会議所、商業会議所、同業組合、各種業者団体、金融機関、保険会社（政府出資はない。）剰余金は配当できず、準備金として留保。所得課税は免除。	様々だが、州政府出資５割、企業４割、その他商工会等。	国、欧州投資銀行、預金供託銀行、地方庁。国家から毎年10億フランの追加出資。
保証割合	50～80の部分保証、平均填補率71.50%	追加的融資への保証である。通常50%、60%、特別の場合80%までの保証。	40～50%（創業70%）平均42%、残りは金融機関負担。
保証限度額	150万DM（約8500万円）		
保証承諾実績	毎年約7000件、21億DM（約1,200億円）、保証債務残高9,685百万DM（約5500億円）、件数43,754件（2000年度）	保証債務残高11.8兆リラ（約6,800億円）（1999年度）	保証債務残高320億フラン（約5,344億円）、150,000件（2000年度）
審査体制	金融機関の審査をパスした者。さらに保証銀行の審査があり、申込の20%が承諾。		金融機関が行なう。ただしフランス銀行の格付が悪い企業と赤字企業は独自基準で審査。
保証料率	保証承諾時に（融資額×填補率）１%の処理手数料。これとは別に、各年度残高の0.7～１%の保証料。	0.25～1.00%	0.45～0.6%
代位弁済	1,589件、356百万DM（約200億円）（2000年度）		金融機関が担保等で回収、その後代位弁済。1,200件、211百万フラン（約35億円）（2000年）
担保	人的、物的担保はない。	原則無担保（93%が無担保）	
再保険（再保証）	連邦政府、州政府の負担。	Medio Credito Centrale; MCCと中央保証基金。90%保証。国家保証。	保証料×１/２＋基金運用益90%- 保証債務履行額＝国家負担。

カ・カナダの制度にも歴史があり、近年ではインドネシア・韓国・マレーシア・台湾その他で設立され[3)]、中国でも実験的にスタートした。[4)] このように中小企業者に対する信用補完制度の重要性は世界的に認識されており、また実際に事業展開されてもいる。そして現在では、その国際機構において日本は大きな役割を果たしている。[5)]

制度内容／国	イギリス	アメリカ	日本
根拠法・設立	産業法	中小企業法	信用保証協会法
主務官庁	貿易産業省	SmallBusinessAdministration（SBA）[12]	経済産業省・金融庁
法人の性格	独立行政機関のSmall Business Serviceが運営	公的機関	公的機関
機関数	―	連邦政府によるもので、州制度との組合わせがある。	52（＋157の支所・出張所）
基金の内訳	政府予算	政府予算	地公体83%、金融機関17%、中小企業団体若干
保証割合	業歴２年未満70%、２年以上85%	10万ドルまで80%、他は75％	100%
保証限度額	業歴２年未満10万￡（約1,800万円）２年以上25万￡（約4,500万円）	75万ドル（約9,000万円）	保証種類によって異なる。1,000万円～５億6,000万円（個人・法人の場合）
保証料率	融資が変動金利の場合1.5%、固定金利の場合は0.5%	期間別と金額別	最高１％
代位弁済	保証部分と利息の最大９ヶ月分	期限後60日、本報告書で事故率は3.17%	期限後60日
担保	無担保が原則、人的担保はない。	原則担保徴求	無担保保証は8,000万円、無担保無保証人は1,000万円限度
再保険（再保証）	国家保証	連邦政府予算	中小企業総合事業団

しかし、この様に伝統ある日本の信用保証・信用保険制度において、現在代位弁済が多発しているのが現状であり、どの様に制度維持すべきなのか岐路に立っているともいえよう。本稿では日本の信用保証・保険制度はどうあるべきかを考えたい。

さて、日本の信用保証制度を欧州諸国や米国と比較したものが（表）であり、その要点を筆者は以下のとおり整理した。

①組織の性格

どの国の信用保証機関も政府やその外郭機関による運営、又は協同組合によって経営されており、「非営利」である事が共通している。フランスに民間機関が存在するが、経営は成功しているとはいえない模様である。また歴史も浅くテスト中であるため表中に示さないが、中国では政府機関、株式会社、協同組合それぞれの経営が実験されている。[6] なお、出資（基）金の原資は、国別にやや差はあるものの基本的には、中央・地方政府、金融機関、事業者団体である。

②保証倍率

保証倍率とは、基本財産の総額に対して何倍まで保証可能かどうかを示す指標である。つまり事故率が低い事を想定すれば、保証倍率を高く設定する事が可能になる。逆に保証倍率を一定とすれば、保証総額の増加のために基本財産の増額が必要となる。なお日本の保証協会の保証枠は基本財産の35～60倍である（52の保証協会によって異なる）。[7]

③保証割合（填補率）

金融機関からの融資額に対してどの程度保証するか、例えば日本では100%保証であるので1,000万円の融資額に対して全額の1,000万円が

保証されるが、欧・米では、業歴や融資金額等の諸条件によって、50～80%（独）、70～85%（英）、40～50%（仏）、50～60%（伊）、75～80%（米）と部分保証が主流となっている。つまり1,000万円の融資額に対して、40～85%までしか信用保証されないのである。しかしこれには中小企業の資金調達構造全体の中で評価せねばならない。例えばアメリカの中小企業には種々の直接調達の道が拓かれており、ただちに比較できない。日本における中小企業の直接調達の現状は、会社ベースでの中小企業の株式公開企業数は１万社に７社であり、0.1%にも満たない。[8] しかもこれは「会社ベース」であり、個人企業を加えた企業数ベースで見れば（企業数483万＝会社数165万＋個人事業者数318万）、さらにその１/３に減少する。つまり日本においては、現在のところ成功した一部の企業以外は、公開市場等で直接調達することは困難であるのだ。日本の信用保証制度は問題を抱えてはいるものの、間接金融を主体とした日本の中小企業金融の現状を背景として説明できるものである。保証割合に関しては世界に自負できる制度であり、100％保証の原則はこれからも維持すべきであろう。

④保証限度額

日本の場合、1,000万円～５億6,000万円と制度の種類毎に異なっているが、普通保証で２億円が上限である。これはドイツ約8,500万円、イギリス約4,500万円、アメリカ約9,000万円と比較すると２倍以上の保証が可能であり、日本はかなり大口保証への道を拓いている。ちなみに日本の金融機関の１企業当り平均貸出金額は、都銀２億円、地銀7,000万円、第二地銀5,000万円、信用金庫3,000万円、信組2,000万円である。[9]

⑤担保

公的信用保証の本来的な役割は、中小企業者が金融機関から借入する際、欠如する信用力を公的に補完することにある。多くの中小企業者は、担保や保証人に欠けるから公的保証を求めるのに、その公的保証が担保や保証人を徴求するとは何事ぞと考えるに違いない。保証機関が担保徴求するかどうかは、原則徴求しない欧州（独）（伊）（英）と担保徴求する米国とに分れる。日本の制度においては、「無担保保証」は8,000万円、「無担保無保証」は上限1,250万円となっている。「無担保無保証」制度の上限1,250万円は低いとも考えるが、無担保と有担保に保証種類を分ける現在の考え方は、補完制度の長期的な健全運営に役立つと思うが如何であろうか。

３　部分保証制度

①政策手段としての信用補完制度

日本における中小企業に対する信用補完制度は、信用保証協会を中小企業総合事業団の保険部門が再保険するという骨格によって成り立っており、保証協会、保険部門とも収支均衡が求められ、政府予算が支出されている。昨年末、保証協会保証枠10兆円追加のために2,200億円、再保険原資のために2,000億円が追加事業費として予算措置される事が、経済産業省・中小企業庁から発表されたが、現在のような苦境時には、信用保証制度によって明確に中小企業の信用は保証されるとの原点の明示が必要である。欧米の信用保証制度では、最終的には中央政府予算で補填されるため、日本の様に再保険制度を持たない国が多い。このことは中小企業が国民経済において重要な役割を果たし、中小企業に対する信用補完の重要性の認識が国民的合意となっていることを示している。この点では、日本の認識は不十分である。

②部分保証制度について

先国会で中小企業信用保険法の一部が改定された。中小企業総合事業団の保険部門が保証協会の保証を再保険する際に「保証した借入金の額」から「借入金の額のうち保証した額」に改定された。つまり信用保険制度が保証協会の保証をどこまで保険するかの割合の問題であり、

これに対応して保証協会の業務方法書が改定される。今まで売掛債権担保保証制度やCLOなど特定の保証制度のみ部分保証が存在していたが、業務方法書の改定によって、部分保証が制度的に可能になる。現在のところ一般の保証に部分保証を採用する事はない模様であるが、これが実際に適用されると制度の改悪となる。日本の中小企業の資金調達は間接金融が主体であり、今だ多くの中小企業者は金融機関からの借入に依存している現状をみて、信用保証制度のあり方を考えるべきであろう。

またこの「部分保証」は、以下の問題点を秘めている。現在日本の金融機関は自己資本比率規制が科せられている。海外拠点を有する金融機関はBIS規制の８％以上、海外拠点を持たない金融機関は４％以上、解りやすく言えば海外支店を持つ大銀行は８％以上、信用金庫などの地域金融機関は４％以上の自己資本比率が求められ、下回れば早期是正措置が適用されるのは、東京中小企業家同友会が作成したビデオにも収録されているとおりである。さて、この自己資本比率算定において、信用保証協会等保証付債権はリスク・ウェイトが10％である。つまり保証付融資の残高が1,000億円あるとすると100億円のみリスク・アセットとして計上し、残りの900億円は自己資本比率計算上の分母から除外できる（自己資本比率低下阻止要因）。総額30兆円の保証枠の金融安定化特別保証制度が創始された時に、銀行などが競って保証付融資を推進したのにはこのような背景が有る。従って例えば80％の部分保証が採用されれば、1,000億円の融資に対する金融機関のリスク・アセットは200億円（1,000億の20％）＋80億円（800億の10％）＝280億円という計算が可能である。自己資本比率の維持・向上は、日本の金融機関にとって最大の経営課題であり、部分保証を導入すればかなりの貸し渋り要因が加わると思われる。

部分保証制度は、現在のところ一般の保証制度には採用されないと思われるが、既に道は拓かれたのであり、今後の動向を見失ってはならない。

1）「中小企業信用保険公庫史」中小企業総合事業団発行、2000年、p.3
2）保証債務残高件数／中小企業者数、「信用保証制度の現状―2001―」社団法人　全国信用信用保証協会連合会、2001年、p.21　しかし保証債務残高件数には、複数の借入に対して重複して債務の保証を受けている事業者が含まれているため、実際の保証企業数より多い。筆者はかつて１保証企業平均約1.8の保証件数であるとヒアリングした事がある。
3）www.cig.jasmec.go.jp　中小企業総合事業団　信用保険部門HP
4）その現状は、2002年の中小企業学会全国大会で筆者が報告し、年報として公刊される予定である。
5）ACSIC（Asian Credit Supplementation Institution Confederation）「アジア中小企業信用補完制度実施機関連合」において、日本は主要な役割を担っている。
6）筆者は株式会社による信用保証制度が成功するとは考えていないが、中国では必ずしも失敗するとは思っていない。これも大いなる実験である。
7）表中には本項目は示していないが、基本的事項であると考える。今後の各国の調査が待たれる。
8）「中小企業白書2002年版」p.156
9）「中小企業金融を理解するために」平石裕一著、地域産業研究所、2000年、p.108
10）本表作成に際しては以下の資料を参照している。
『信用保険月報』2001/11（ドイツ）、01/12（イタリア）、2002/１（フランス）、02/２（イギリス）各号、中小企業総合事業団編集、（財）中小企業総合研究機構発行。
「アメリカの信用保証制度―現地調査報告―」中小企業信用保険公庫、1997年。
「信用保証制度の現状―2001―」社団法人　全国信用信用保証協会連合会、2001年
11）以下、フランスの信用保証制度はSOFARISに関するものである。
12）他にも州政府設立による機関、公社が存在するが（中小企業総合事業団H.P.）ここではSBAプログラムに限る。また、中小企業庁による最近の現地調査が行われ、その調査結果が2003年１月に公表されると思われる。